令和9年度

坂東市

放課後児童クラブ入所案内

令和9年度から変わる主な点

① 保護者が育児休業中であっても、育休後に復職を予定している場合は、放課後児童クラブを利用することができるようになります。

② 通年利用で入所した児童で、3か月以上連続してクラブの利用がない場合（一時休止届を提出している場合も含む。）は、クラブを利用する必要性が低いものとみなし、退所とさせていただきます。

〇継続でご利用中の方も必ずこの入所案内の内容をご確認いただいてからお申込みください。
また、クラブ利用の必要性をよくお考えの上、お申込みいただきますようお願いします。

坂東市役所　こども課　児童福祉係

〒306－0692　坂東市岩井4365番地

☏0297－21－2191

1. 放課後児童クラブについて

(1)趣旨

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の安全の確保及び健全な育成を図ることを目的とする事業です。

(2)対象児童

坂東市内の小学校に在籍する児童で、保護者が就労等により、放課後及び学校休業日の昼間において**保護者等の監護を受けられない**小学6年生までの児童

(3)入所期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日までの１年間

(4)開所日・開所時間

開所日	開所時間
学校登校日の月曜日～金曜日	下校時～　午後6時30分
長期休暇(春休み・夏休み・冬休み)	午前7時30分 ～　午後6時30分 ・土曜日の開所時間※参照
学校の振替休日・県民の日(11/13)・創立記念日	
土曜日	

※　下記に記載したクラブのみ土曜日保育の開所時間が異なります。

・児童クラブ「あかつき」…午前8時～午後6時

・児童クラブ「けやき」・児童クラブ「ひまわり」・児童クラブ「青空」・さしま保育園児童クラブ
…午前8時～午後5時

・若草児童クラブ・明徳児童クラブ
…午前7時30分～午後5時30分

(5)閉所日

①日曜日
②国民の祝日及び休日
③お盆期間(8/13～8/16)
④年末年始(12/29～翌年1/3)

（6）クラブ概要

対象区域	クラブ名	開所場所	所在地	連絡先	定員
岩井第一小	児童クラブ「けやき」	放課後児童クラブ岩井館	岩井 2849 番地 3	090-4816-3032	90名
岩井第二小	ニコニコクラブ	放課後児童クラブ辺田館	辺田 1172 番地 3	090-4814-6023 080-1228-4139 080-1221-5352 090-4548-8619	120名
弓馬田小	元気クラブ	弓馬田小学校1階教室	馬立 30 番地 1	080-1095-6709	30名
飯島小	なつめっ子クラブ	飯島小学校1階教室	幸田新田 1468 番地 1	080-2144-9852	20名
神大実小	ちびっ子クラブ	神大実小学校1階教室	猫実 805 番地	080-1228-8137 090-1546-7914	50名
七重小	なかよしクラブ	七重小学校1階教室	借宿 683 番地 2	080-1240-0109	30名
七郷小	児童クラブ「あかつき」	放課後児童クラブ七郷館	矢作 80 番地 1	080-2309-4772	60名
中川小	児童クラブ「ひまわり」	放課後児童クラブ中川館	小山 88 番地	0297-44-7688	90名
長須小	児童クラブ「青空」	認定こども園すずのき	長須 3746 番地	0297-35-4501	60名
生子菅小	さしま保育園児童クラブ	放課後児童クラブ生子館	生子 2743 番地 1	0280-88-7505	90名
逆井山小	若草児童クラブ	若草明徳保育園	逆井 3503 番地 14	0280-88-8000	90名
沓掛小 内野山小	明徳児童クラブ	放課後児童クラブ沓掛館	沓掛 6083 番地 3	0297-30-3008	100名

※　入所希望が定員を大幅に超えた場合には、空きが出るまで待機になります。

(7)保護者負担金について

①負担金の額

●通年利用の場合

該当月	月額
通常月(7･8月以外)	5,000円
7月	6,000円
8月	8,000円

●長期休暇のみ利用の場合

該当月	月額	該当月	月額
春休み　4月 (4/1～4/5)	1,000円	冬休み　12月 (12/24～12/28)	1,000 円
夏休み　7月 (7/21～7/31)	3,000円	冬休み　1月 (1/4～1/6)	750円
夏休み　8月 (8/1～8/31)	8,000円	春休み　3月 (3/25～3/31)	1,500円

※　一日のみ登所の場合でも、月額分がかかります。

②支払方法

口座振替によるお支払いをお願いしています。

「市税等口座振替納入依頼書」にご記入の上、各金融機関窓口でお手続きください。

上記依頼書は、入所決定通知に同封いたします。

※　振替ができるまでに1～2か月かかることがありますので、振替開始前は市役所から送付される納付書により、下記の場所でお支払いください。

・坂東市役所会計課

午前8時30分～午後5時15分

・金融機関

常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、岩井農業協同組合、茨城むつみ農業協同組合、中央労働金庫

※　いずれも平日のみ対応可能

③負担金の支払い期限日（口座振替日）

該当月	振替日	該当月	振替日
4月	令和9年4月30日（金）	10月	令和９年11月　1日（月）
5月	令和9年5月31日（月）	11月	令和９年11月30日（火）
6月	令和9年6月30日（水）	12月	令和９年12月24日（金）
7月	令和9年8月　2日（月）	1月	令和10年　1月31日（月）
8月	令和9年8月31日（火）	2月	令和10年　2月29日（火）
9月	令和9年9月30日（木）	3月	令和10年　3月31日（金）

④負担金の免除

住民税が非課税のひとり親のご家庭で、市税等に滞納がない場合は、申請により保護者負担金が半額免除になります。申請方法については、対象の方に入所決定後、市役所から通知いたします。

⑤負担金の滞納

保護者負担金の未納が3ケ月分以上となった場合は、クラブの入所が解除（退所）となります。

⑥その他

保護者負担金の他に、各クラブにおいて加入する傷害保険料等がかかります。

2.入所後の注意事項

☆保護者の皆さまへのお願い

放課後児童クラブは、基本的に集団生活の場となります。利用する児童全員が安全に楽しく過ごすことができるよう、クラブの職員も細心の注意を払っておりますが、保護者の皆さまからもお子様に対して、クラブでの決まりごとを守り自分勝手な行動をしないこと、お友達と仲良く過ごすことについてご家庭で伝えていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

（1）産前産後休業・育児休業中の児童クラブの利用について

産前産後休業（労基法第65条）期間（産前6週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週）は、児童クラブの利用が可能です。

また、令和9年度から、育児休業期間中であっても育休後に復職を予定されている場合は、児童クラブの利用ができるようになります。ただし、入所希望者が多数の場合は、利用できない可能性があります。

（2）各種届出について

①退所届

児童クラブを退所する場合は、必ず**退所する月の20日までに「退所届」をこども課又はクラブにご提出ください。**退所日は原則として月末とさせていただきます。

［例］8月31日に退所を希望する場合…8月20日までに届出

②一時休止届

1ヶ月以上欠席する場合は、必ず**欠席する月の前月までに「一時休止届」をこども課又はクラブにご提出ください。**ひと月単位での取扱い（月の初日から末日まで）となりますのでご了承ください。

なお、3ヶ月以上連続して休止の場合は、クラブを利用する必要性が低いものとみなし、退所とさせていただきます。再度クラブを利用する場合は、改めて入所申込みをしてください。

［例］8月のお休みを希望する場合…7月までに届出

※ ①退所届、②一時休止届について、それぞれ届出がない場合または提出が遅れた場合は、該当月の利用の有無にかかわらず、保護者負担金が通常どおり発生してしまいますので、提出忘れのないよう十分ご注意ください。

③利用区分変更届

入所決定後、利用区分の変更を希望する場合は、必ず**変更を希望する月の前月15日までに「利用区分変更届」をこども課又はクラブにご提出ください。**届出受付後、審査結果をご連絡いたします。ご希望に沿えない場合がありますのでご注意ください。

［例］入所決定時　通年利用→12月から長期休暇のみ利用…11月15日までに届出

（3）入所の取消

次のいずれかに該当する場合は、入所決定の取消または退所していただく場合があります。

① 児童が疾病等により保育に不適当と認められるとき

② 他の入所児童に悪影響を与えるおそれがあると認められるとき

③ 保護者負担金の未納が3ヶ月分以上となったとき

④ その他取消または退所させることが適当と認められるとき

(4)送迎について

●児童の送迎(学校登校日の登所を除く)は、**保護者が原則**とします。やむを得ず保護者が送迎できない場合には、**保護者に代わる大人(高校生以下は不可)も認めますが、事前にクラブに送迎する方のお名前及びお子さんとの関係をご連絡ください。**連絡がない場合、児童の安全確保のためお引渡しできませんのでご了承ください。

●閉所時間までにお迎えをお願いします。やむを得ずお迎えが閉所時間を過ぎる場合は、必ず保護者からクラブに早めにご連絡ください。

●駐車場は指定の場所をご利用の上、必ずエンジンを切ってください。

(5)家庭・勤務状況が変わった場合

連絡先や家庭の状況が申込み時と変わった場合には、速やかにこども課まで届出ください。また、勤務状況が申込み時と変わった場合には、下記の書類を必ずこども課にご提出ください。

●転職等で仕事が変わった場合

新しい勤務先等の就労証明書(自営業等の場合は添付書類も必要)

●退職した場合

①退職後、ほかの仕事を探すとき

退職月に求職活動申立書を提出

(その後、3か月以内に就労証明書の提出がない場合は退所となります)

②退職後、新たな仕事に就かない、または家族の介護等をしないとき

入所要件を満たさないため、**退所届**を提出

(6)児童クラブを欠席する場合

間違い下校を防止するために、児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者の方から、学校(連絡帳に記入)と児童クラブの両方に連絡してください。また、「児童クラブは休み」ということを児童自身にもお伝えください。

クラブで欠席の確認が取れない場合、確認のため保護者に連絡させていただきます。

(7)感染症について

感染症が発生し、学級閉鎖等の措置がなされた場合には、学校側の措置に準じ、下記のとおりの対応となります。

●学級閉鎖または学年閉鎖されたクラスに所属する児童は、感染の有無にかかわらず、クラブへの出席はご遠慮ください。

●学校閉鎖された場合は、クラブは閉所させていただきます。

3.入所申込みについて

(1)新年度一斉受付

☆令和9年度に児童クラブへの入所を希望する場合は、下記期間中に申込みをしてください!!

児童クラブへの入所は年度ごとに申込みする必要があります。夏休み等の長期休業のみの入所を希望する方も、下記期間中に申込みをしてください。

●受付期間

令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)※土日・祝日を除く

受付場所	受付時間
こども課	午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
各児童クラブ	午後2時～午後6時30分

●入所決定

児童の学年、保護者の就労状況などを考慮のうえ、書類審査を行い、令和9年1月末頃から順次入所の承諾または不承諾について郵送にて通知します。

※ 期間内に申込みいただいた児童の入所を優先させていただきます。

※ 上記の他、申込多数の場合は、学年が低い、保護者の就労時間が長い等保育の必要性が高い児童の入所を優先させていただきます。

※ 定員に空きがなく不承諾となった場合は、空きが出るまでお待ちいただくことになります。

(2)随時受付

児童クラブに空きがある場合、入所可能です。

●受付期間

入所希望月の前月10日まで

※ 原則として、その翌月1日以降の入所の(承諾・不承諾)決定を行います。

〔例〕7月1日以降の入所希望…6月10日までに申込み

受付場所	受付時間
こども課	午前8時30分～午後5時15分
各児童クラブ	午後2時～午後6時30分

●入所決定

書類審査後、順次入所の承諾または不承諾について郵送にて通知します。

（3）必要書類等

下記の書類（①～④）を全てそろえ、内容をご確認のうえ、ご提出ください。

申込みに必要な書類は、こども課または各児童クラブにあります。また、坂東市の放課後児童クラブ HP からダウンロードすることもできます。

（注意）記入した内容を訂正する場合、修正テープ等は使用せず、訂正する部分に二重線を引き、訂正印を押してください。

書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合や審査対象から外れる場合があります。また、不足書類がある場合は受付できませんのでご注意ください。

①放課後児童クラブ入所申込書（児童1人につき1部）

②児童状況報告書（児童1人につき1部）

③保護者負担金納付に関する誓約書（放課後児童クラブ用）

④下の表の保育を必要とすることを証明する書類（父、母、昭和38年4月2日以降生まれの祖父母分（同居・世帯分離・同敷地内含む））

※ ④は、申込時点で証明日（発行日）から3か月以内の書類のみ有効です。

※ 入所希望児童本人が現在入所している認定こども園等に提出した現況届またはその兄弟の認定こども園等への入所申込の際に園に提出した証明書の写しでも差し支えありません。

保育を必要とする理由	必要書類
就労（会社員、パート、自営業、農業　等）により保育ができない方	就労証明書 ※株式会社・有限会社等の会社組織にお勤めでない場合（自営業の方等）は、**確定申告の写し等の添付書類が必要**です（就労証明書裏面をご確認ください。）。 ※育児休業取得中の方は、育休期間及び復職予定年月日の記載がある就労証明書を提出してください。
家族を常時介護等により保育ができない方	療養・看護・介護状況申立書 ※添付書類：介護保険被保険者証、身体障害者手帳または診断書の写し等
病気等により保育ができない方	療養・看護・介護状況申立書 ※添付書類：診断書または身体障害者手帳の写し
就学により保育ができない方	①在学証明書または学生証の写し ②時間割表
出産のため保育ができない方	母子手帳等写し（**出産予定日**のわかるもの） ※出産月を含む3ヶ月の入所になります。
求職活動により保育ができない方	求職活動申立書 **※入所日から3ヶ月以内に「就労証明書」等の提出がない場合、退所になります。**

記載例

令和９年度	（ 新規 ・ 継続 ）

放課後児童クラブ入所申込書

令和　〇年１１月　６日

坂東市長　木村　敏文　様

※修正液、修正テープ、消せるボールペン、鉛筆などは使用しないでください。
※記載内容を訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押してください。（申込書以外の書類も同様）

者）住所　坂東市　岩井〇〇〇番地
氏名　坂東　大輔　印
電話　080-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次の児童を放課後児童クラブへ入所させたいので、申し込みます。

児童の氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) バンドウ　タクミ 坂東　拓海	性別 男・女	生年月日	令和〇〇年８月８日
学校名・学年	坂東市立岩井第一小学校・新　１年生	児童クラブ名	児童クラブ「けやき」	
入所希望期間	令和　９年　４月　１日　～　令和　１０年　３月　３１日			
利用の区分	☑通年利用　□長期休業のみ利用（　□学年始　□夏休み　□冬休み　□学年末　）			
申請理由（保護者の状況）	☑就労しているため　□疾病・障がいがあ　□介護等があるため □求職活動のため　□その他			

長期休業のみ利用希望の場合は、利用したい休業期間にレ点を入れてください。

入所児童の世帯員

氏名	入所児童との続柄	生年月日	勤務先及び電話番号	勤務時間
坂東　大輔	父	昭和 〇年　〇月　〇日	〇〇〇株式会社 0297-〇〇-〇〇〇〇	AM8時　～　PM5時
坂東　美樹	母	平成 〇年　〇月　〇日	有限会社〇〇〇〇 0280-〇〇-〇〇〇〇	AM9時　～　AM4時
坂東　ひかり	姉	平成 〇年　〇月　〇日	岩井中学校	～
坂東　大地	弟	令和 〇年　〇月　〇日	認定こども園ふたば	～
（同一敷地内）		年　月　日		～
坂東　大吉	祖父	昭和 〇年　〇月　〇日	自営業（農業） 0297-〇〇-〇〇〇〇	AM8時　～　PM5時
坂東　みやこ	祖母	昭和 〇年　〇月　〇日	有限会社●● 0297-〇〇-〇〇〇〇	AM9時　～　AM4時

主にお迎えに来る方の連絡先（兼緊急連絡先）

氏名	入所児童との続柄	携帯電話番号又はその他の連絡先	緊急連絡順	備考
坂東　美樹	母	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	1	
坂東　みやこ	祖母	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	3	
坂東　大輔	父	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	2	
坂東　大吉	祖父	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	4	

※坂東市記入欄	種別	□ 承諾 ・ □ 不承諾	受付番号	

児 童 状 況 報 告 書

記載例

令 和 ● 年 1 1 月 1 1 日

※入所児童の状況について、該当する事項を〇で囲み、できるだけ詳しくご記入ください。

記入者（保護者）	坂東　大輔	児　童　氏　名	坂東　拓海
児童生年月日	令和　〇年　8　月　8　日　　生	平　　熱	36.3　℃

1　どのような性格ですか。

おとなしい性格・活発な性格・その他（　　）

2　アレルギーをお持ちですか。

はい（卵アレルギー、花粉症　　）・いいえ

「はい」と答えた方はどのようなアレルギーなのか具体的にご記入ください。

3　持病をお持ちですか。

はい（ぜんそく　　）・いいえ

「はい」と答えた方は病名を具体的にご記入ください。

4　今までに大きな病気や怪我をしたことがありますか。

《有・無》　　「有」と答えた方 ↓

病名等（右上腕部複雑骨折　）現在の状況（完　治・経過観察中・治　療　中）

5　検診等で心身の発達や言葉に遅れがあると言われたことがありますか。

《有・無》　　「有」と答えた方 ↓

機関名（〇〇〇病院、〇歳児健診　など　　）言われた時期（　4歳　頃）

6　生活態度について学校（就学前の児童は、幼稚園・保育園）の先生から指導等を受けたことがありますか。

《有・無》　　「有」と答えた方 ↓

指導内容（落ち着きがない。先生の指導に従わない。　　）

7　その他、お子さんに関して気になる点・心配事等ありましたらご記入ください。

〇歳ごろからこども発達センター●●●を利用している。